

議事

- (1) 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）について

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）について

1 函南町学校給食の現状

町内すべての小中学校で単独調理場として自校方式で給食を実施しており、函南小学校、桑村小学校以外の5校では、幼稚園の給食についても調理を行っている。

献立表の作成や調理業務、食育指導の指揮は各校に配置している町費・県費の栄養士・栄養教諭が行っており、調理業務のみ業務委託を行っている。

また、給食開始当初から現在まで、学校給食会計については学校長を代表とする学校会計（私会計）として運用されている。

【各校の食数及び調理業務委託業者】

学校・園名	食数		給食調理業務委託業者	
	学校	幼稚園	現在(R5.4~R8.3)	来年度以降(R8.4~R11.3)
○函南小学校	488	-	東京ケータリング(株)	東京ケータリング(株)
○丹那小学校(丹那幼稚園)	64	26	東京ケータリング(株)	東京ケータリング(株)
○桑村小学校	91	-	(株)サンユウ 静岡支店	(株)サンユウ 静岡支店
◎東小学校(自由ヶ丘幼稚園)	723	103	(株)レクトン	(株)レクトン
○西小学校(みのり幼稚園)	465	27	東京ケータリング(株)	フジ産業(株) 静岡支店
○函南中学校(間宮幼稚園)	470	44	(株)レクトン	(株)レクトン
◎東中学校(春光幼稚園)	507	54	(株)サンユウ 静岡支店	(株)サンユウ 静岡支店

○・・・町費栄養士配置 ◎・・・県費栄養教諭配置

2 函南町学校給食の提供日数及び給食費

小中学校共に、給食実施回数は年間183回、一食当たりの単価は小学生が295円、中学生が355円となっている。学校給食法第11条により、学校給食実施に必要な施設及び設備に要する経費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費（食材費）は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする、と規定されている。

ただし、近年の物価高騰により保護者負担額では給食食材の確保が難しいことから、本年度は当初予算で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し食材費の5%について町から学校、園へ補助を行っている。また、3月補正予算にて1%程度追加で補助することとした。

【給食回数及び給食費】

	給食回数	一食単価(円)	月額(円)	年額(円)	補助額6%(円)	実食材費(円)
幼稚園	157	253	3,600	39,600	2,376	41,976
小学校	183	295	4,900	53,900	3,234	57,134
中学校	183	355	5,900	64,900	3,894	68,794

※ 学校給食法第11条・[参考資料 1-1](#)

3 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）について 参考資料1-2

(1) 趣旨

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）措置は、子育て世帯への支援を強化する観点から、令和8年4月より、学校給食法に基づき提供されている公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）の給食に係る食材費を支援するもので、保護者に対する支援ではなく、小学校を設置する自治体への支援であると位置付けられている。

(2) 支援対象者の範囲

給食を実施する公立小学校の児童で、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とする。ただし、生活保護の教育扶助や要保護児童の対象となっている児童については現行制度の適用を優先する。

(3) 支援の基準額等

児童一人当たり、令和5年実態調査における平均額（4,700円）に近年の物価動向を加味し、一月あたり5,200円とする。また、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定するものとする。

(4) 支援方法

国が給食費負担軽減交付金を創設し、都道府県に交付し、県支出金として、町に交付される。負担割合は国と都道府県が2分の1ずつで、給食実施校の当該年度5月1日現在の児童数×5,200円（基準額）×11月分が交付される。

4 函南町学校給食の課題

(1) 学校給食費の見直し 参考資料1-3

小学校については、給食費負担軽減交付金の創設により、いわゆる無償化となるが、中学校について、国は、小学校の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに実現するに留まっている。食材価格の高止まりが続く中、小学校給食費基準額が5,200円（現行4,900円）と示されたため、中学校給食費についても、同程度（6%）の増額改定が必要と見込まれ、学校等給食運営委員会において、検討を進める。

また、令和8年度より、学校給食費公会計化が始まり、給食食材費が一般会計に組み込まれるため、公費での継続的な支援についても、検討を行う。

(2) 学校給食調理施設の更新

町内7校の学校給食調理施設及び給食備品が経年劣化により、不具合を起こしており、維持管理費が増大している。また、大規模な改修工事等が必要となった場合は、一時的に給食提供ができない可能性もあることから、今後の少子化に伴う児童生徒数の減少を考えると、学校給食調理施設の統廃合や規模を含め、更新の見直しが必要である。

○学校給食法

(昭和二十九年六月三日)

(法律第百六十号)

第一章 総則

(平二〇法七三・章名追加)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(昭三一法四一・平二〇法七三・一部改正)

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(昭三一法四一・平二〇法七三・一部改正)

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(昭三一法四一・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(昭三一法四一・一部改正)

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(平二〇法七三・章名追加)

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(以下「共同調理場」という。)を設けることができる。

(昭四九法九〇・追加、平二〇法七三・旧第五条の二繰下・一部改正)

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の栄養士若しくは同条第三項の管理栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(昭四九法九〇・追加、平一六法四九・一部改正、平二〇法七三・旧第五条の三繰下・一部改正、令六法五三・一部改正)

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(平二〇法七三・追加)

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のため

に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(平二〇法七三・追加)

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

(平二〇法七三・追加)

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

(平二〇法七三・追加)

第四章 雑則

(平二〇法七三・章名追加)

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(昭三一法四一・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第六条繰下)

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)

第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

（昭三一法四一・昭三二法二〇・平一〇法一〇一・平一七法二三・平一八法一八・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第七条繰下、平二七法四六・一部改正）

（補助金の返還等）

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなつたとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（昭三一法四一・平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第九条繰下・一部改正）

（政令への委任）

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

（平三法七九・旧第十三条繰上、平二〇法七三・旧第十条繰下）

附 則 （昭和三十一年三月三〇日法律第四一号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三十二年三月三〇日法律第二〇号）

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年五月二一日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。



学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

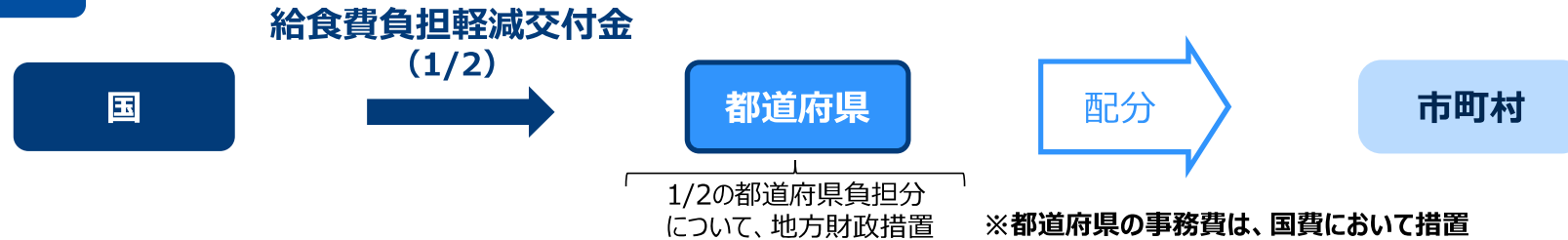
令和8年度予算額（案）

1,649億円

（新規）

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（★）に基づき、**学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。**（※個人ではなく、自治体向けの支援策）

事業内容



● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

● 支援額(※1)： **給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2**

※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援

※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。

※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

● 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）

● 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等+ミルク+おかず

補食給食：ミルク+おかず

ミルク給食：ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

- ★ 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）
- ★ 「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）
- ★ 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

(1) 函南町学校給食費の推移

時期	幼稚園		小学校		中学校		備考(値上げ根拠、1食単価、状況等)	
	月額(円)	値上げ額	月額(円)	値上げ額	月額(円)	値上げ額		
昭和56年4月～	2,200	+200	3,000	+200	/			
昭和58年4月～	2,400	+200	3,200	+300				
昭和61年4月～	2,600	+80	3,500	+100				
平成元年4月～	2,680	+320	3,600	+200				消費税法施行 消費税3% 税分3%増額
平成3年9月～	3,000		3,800					
平成9年4月～	3,060	+60	3,900	+100	4,400	-	消費税引き上げ 3%→5% 幼210円・小238円…幼小は増税分2%増額 中学校給食開始：268円	
平成17年4月～					4,600	+200	中学校のみ値上げ 中281円(+13円) 幼小については他地区の現状や中学校に比べ、 ゆとりがあるということから据え置き	
平成21年4月～	3,360	+300	4,300	+400	5,100	+500	食の安全確保・一部食品値上がりのため値上げ 幼240円(+20)・小263円(+25)・中312円(+31)	
平成26年4月～	10年据え置き						消費税引き上げ 5%→8% 幼稚園おやつ代廃止 1食230円→240円	
令和元年10月～	↓						消費税引き上げ 8%→10% 軽減税率導入 (食品8%・外食、酒類は10%)	
令和2年4月～	3,600	+240	4,900	+600	5,900	+800	幼小中 年間回数+3 幼253円(+13)・小295円(+32)・中355円(+43)	
令和5年1月～3月 (3ヵ月間)	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により 1食当たり5%食材費補填						牛乳、主食(米・小麦)単価の高騰、生鮮食品や その他食材も軒並み値上げ傾向 幼266円(+13)・小310円(+15)・中373円(+18)	
令和7年4月 ～令和8年3月 (1年間)	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により 1食当たり5%食材費補填 3月補正予算にて更に1%程度追加 今年度末で値上げから5年経過							

(2) 給食食材費の推移 (R3年度/R7年度の比較、値上がり率)

県給食会基幹物資	内容量	R3 (円)			R7 (円)			増減 (円)	値上がり率 (%)
		R3.4~12	R4.1~3	平均	R7.4~12	R8.1~3	平均		
精白米	1人当たり	18.1	16.1	17.1	31.2	47.8	35.7	18.6	+108.7
麦	1人当たり	0.83	0.83	0.83	0.96	0.96	0.96	0.13	+15.7
パン50~55g平均		48.79	48.79	48.79	71.3	71.3	71.30	22.5	+46.1
めん	80g	56.21	56.21	56.21	72.63	72.63	72.63	16.4	+29.2
牛乳	200ml	49.92	49.92	49.92	62.95	62.95	62.95	13.0	+26.1
主食+牛乳合計				172.9			243.5	70.7	+40.9
調味料等				23,741			30,288	6,547	+27.6
生鮮食品				75,394			95,502	20,108	+26.7
合計				99,307			126,033	26,726	+26.9
消費税込み									+29.1